

70歳以上75歳未満の方

所得区分		自己負担限度額(月額)		4回目以降※2
		外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)	
現役並み所得者 3割(一部負担金の割合)	Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%		140,100円
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%		93,000円
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		44,400円
上記以外 2割(一部負担金の割合)	一般	18,000円	57,600円	44,400円
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	-
	低所得者Ⅰ		15,000円	-

申請により限度額適用認定証が
交付されます。

申請により限度額適用・標準負担
額減額認定証が交付されます。

※1 総所得金額などから基礎控除額を引いた金額になります。
 ※2 過去12か月間に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が変わります。
 社会保険の加入脱退や県外への転出があった場合等は必ずしも4回目以降ではありません。